

委員会提出議案第13号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年3月5日提出

議会運営委員会委員長 今北義明

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総合政策部、経営管理部」を「危機管理部、総合政策部、総務部、財務部」に、「共生社会部」を「健康福祉部」に、「地域共創部及びまちの再生部」を「市民生活部、産業振興部及び都市整備部」に改める。

第21条第2項、第23条第1項、第24条第2項及び第26条の2第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により選任された委員会の委員は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により選任された委員会の委員とみなし、現に改正前の条例の規定により互選された委員会の委員長及び副委員長は、改正後の条例の規定により互選された委員会の委員長及び副委員長とみなす。この場合において、当該選任されたものとみなされる者の任期は、改正前の条例の規定により選任された委員会の委員とした場合における当該委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、改正後の条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。

三田市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略</p>	<p>第1条 省略</p>
<p>(常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p>	<p>(常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p>
<p>第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>	<p>第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>
<p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>	<p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>
<p>経営政策常任委員会 7人</p>	<p>経営政策常任委員会 7人</p>
<p>危機管理部、総合政策部、総務部、財務部、会計課、上下水道部、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p>	<p>総合政策部、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p>
<p>福祉教育常任委員会 7人</p>	<p>福祉教育常任委員会 7人</p>
<p>子ども・未来部、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p>	<p>子ども・未来部、共生社会部及び教育委員会の所管に関する事項</p>
<p>生活地域常任委員会 7人</p>	<p>生活地域常任委員会 7人</p>
<p>市民生活部、産業振興部及び都市整備部の所管に関する事項</p>	<p>地域共創部及びまちの再生部の所管に関する事項</p>
<p>予算決算常任委員会 21人</p>	<p>予算決算常任委員会 21人</p>
<p>予算及び決算に関する事項</p>	<p>予算及び決算に関する事項</p>
<p>第3条～第20条 省略</p>	<p>第3条～第20条 省略</p>
<p>(公聴会開催の手續)</p>	<p>(公聴会開催の手續)</p>
<p>第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。</p>	<p>第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。</p>
<p>2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>
<p>第22条 省略</p>	<p>第22条 省略</p>
<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>	<p>第23条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>(公述人の発言)</p>	<p>(公述人の発言)</p>
<p>第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。</p>	<p>第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。</p>

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3 省略
第 25 条～第 26 条 省略
(参考人)
第 26 条の 2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬ。
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 省略

以下省略

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3 省略
第 25 条～第 26 条 省略
(参考人)
第 26 条の 2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬ。
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 省略

以下省略